

小児医療と保健の近接化を考える

小枝 達也

国立成育医療研究センター こころの診療部

成育基本法における小児保健の位置づけと保健施策

「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」、いわゆる成育基本法には、小児の保健に関するものとして「孤立の防止及び不安の緩和」、「虐待の予防及び早期発見」、「健康診査又は健康診断の適切な実施」、「心身の健康等に関する相談支援の体制の整備」などが挙げられています。

そしてこれらを推進するための基本的な方針改訂版（令和5年3月）には、乳幼児期における保健施策として新生児マススクリーニング検査、乳幼児健診の推進など、13項目が挙げられています。学童期及び思春期における保健施策として子ども等に対する性的な暴力の根絶、や子どもの自殺対策を推進など20項目挙げられています。

上記以外にも記録の収集等に関する体制等として、「乳幼児期・学童期の健診・予防接種等の健康等情報の電子化及び標準化（Personal Health Record）を推進する」ことが記載されていますし、「効果的な予防対策を導き出し予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的とした Child Death Review（CDR）の体制整備」や「子どもの事故予防」に関しても情報の収集体制の必要性が記載されています。

日本小児保健協会は関連する各種委員会を通じて、こうした活動の支援に当たるとともに、必要に応じて調査・研究を行い情報発信していく予定です。また、学術集会での教育講演や各種のセミナー、シンポジウム、また各委員会が主催する小児保健セミナー、乳幼児健診の研修会、多職種に向けた発達障害の講習会などを通じて、多職種の知識や技術向上、多職種間の相互理解に努めていきます。

これからの小児保健の役割

事が起きてしまった後に関わるのが医療や福祉で、対象が患者さんやそのご家族であるなどはっきりしています。事が起きていますから、当事者に困り感がありますし、積極的な関わりを求めておられます。しかし保健は疾病の予防や早期発見といった形で、大勢の方々に情報を提供し、振り向いていただく必要があります。なかには健康増進のために個人のライフスタイルにまで口をはさむかのような情報提供もあります。このようにニーズを感じていない方々に振り向いていただくためには、正確でわかりやすい情報提供が求められます。エビデンスに基づいた質の高い情報提供がこれからの小児保健に課せられた役割の一つではないかと考えています。

また医学や医療の技術の発展した成果を社会実装する場の一つが保健分野であります。疾病の予防や健康増進につながる医療の知見を具現化する領域として、今後ますます医療と保健が近接化していくでしょうし、それに伴って多職種間の相互理解の必要性が高まるものと思われまます。日本小児保健協会はそのハブとしての役割を果たしていきたいと考えています。